

弘前市では、下記の補助事業を行なっています。ぜひご活用してみたいはいかがでしょうか。

平成29年度 弘前市農作業支援雇用対策事業のご案内 (スマイルアップ・ル モデル事業)

【補助の要件】

- ①無料職業紹介所（ＪＡ相馬村、ハローワークなど）を通して作業員を新採用すること
- ②新採用の作業員は満70歳以下であること

◆ご注意ください◆

これまで本事業を利用して雇用した作業員は補助対象になりません。
申請時に作業員の「住所・生年月日」が必要になります。作業員から確認してください。

【対象となる経費】

- ①摘果、②袋かけ、③袋はぎ、④葉取り玉回し、⑤収穫 の5作業
1作業につき5日間まで（5作業×5日間＝最大25日分が対象です）

◆ご注意ください◆

作業員からは必ず領収証（ハンコを押したもの）をもらってください。
市販の領収証でも、下表②『作業員個別表』の中にある領収証を使っても、どちらでも構いません。
※賃金を口座払いした場合でも、領収証は必要です。

【補助金額】

日当額の1/2で、1日あたり上限が3千円です

例：1日あたり賃金
5,000円の場合は【補助金額2,500円】
6,000円の場合は【 // 3,000円】
7,000円の場合は【 // 3,000円】です。

【申請に必要なもの】

雇用が終わったら、以下のものをりんご課にお持ちください。

①『実施申込書』	} りんご課に用意しています。 ご連絡いただければ、郵送します。
②『作業員個別表』 ◆作業員の人数分必要です	
③『領収証』のコピー ◆作業員の人数分必要です	②『作業員個別表』の中にある領収証を使っても構いません。 ※領収証の原本は申告時に必要となりますので、各自で保管してください。りんご課にはコピーをお持ちください。
④『紹介状』または『雇用契約書』 のコピー ◆作業員の人数分必要です	ハローワークやＪＡで発行するもののコピーをお持ちください。
⑤印鑑	認印で構いません（シャチハタは不可）。
⑥申請者名義の通帳	
⑦作業員の免許証、保険証等のコピー	作業員の住所が市外の場合のみ必要です。

・後日、申請者及び作業員を対象に雇用に関するアンケートを実施する予定です。

【申請締め切り】

平成30年1月31日（水）です

弘前市農林部りんご課（市役所前川本館3階）
電話 40-7105 FAX 38-5870